

件 名

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

教育課題に積極的に対応するとともに、迅速かつ効果的に教育行政を推進できる機能的な組織体制とするため、埼玉県教育局組織規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。

概 要

1 現行規則の内容

埼玉県教育委員会の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、事務局の組織、所掌事務、職制等に関し、必要な事項を定めるもの

2 改正の内容

- (1) 本局付参事の設置
- (2) 高校改革統括監の設置
- (3) 学校評価幹及び地域教育幹の廃止
- (4) その他規定の整備

3 施行期日
令和5年4月1日

改 正 案	現 行																						
<p>埼玉県教育局組織規則 第一条～第九条 (略) 第九条の二 <u>魅力ある高校づくり課においては、次の事務を所掌する。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>高校改革統括監の庶務に関すること。</u></p> <p>第九条の三・第九条の四 (略) 第十条 保健体育課においては、次の事務を所掌する。 一～七 (略) 八 <u>養護教諭その他の学校保健担当職員の研修に関すること。</u> 九～十一 (略) 十二 <u>栄養教諭その他の学校給食担当職員の研修に関すること。</u> 十三～十五 (略) 第十一条～第二十条 (略) (本局の副教育長等) 第二十一条 次の表の上欄に掲げる本局の組織に、法令に特別の定めがあるもののほか、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>埼玉県教育局組織規則 第一条～第九条 (略) 第九条の二 <u>魅力ある高校づくり課においては、<u>県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事務を所掌する。</u></u> (新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">(新設)</p> <p>第九条の三・第九条の四 (略) 第十条 保健体育課においては、次の事務を所掌する。 一～七 (略) 八 <u>養護教員その他の学校保健担当職員の研修に関すること。</u> 九～十一 (略) (新設) 十二～十四 (略) 第十一条～第二十条 (略) (本局の副教育長等) 第二十一条 次の表の上欄に掲げる本局の組織に、法令に特別の定めがあるもののほか、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 70%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副部長</td> <td>部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、<u>高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、<u>高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の</u></u></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	(略)	(略)	(略)	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、 <u>高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、<u>高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の</u></u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組織</th> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 70%;">職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">部</td> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副部長</td> <td>部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、<u>参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	(略)	(略)	(略)	部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、 <u>参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に</u>
組織	職	職務																					
(略)	(略)	(略)																					
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。																					
	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、 <u>高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、<u>高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の</u></u>																					
組織	職	職務																					
(略)	(略)	(略)																					
部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。																					
	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、 <u>参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に</u>																					

		指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
県立学校部	高校改革統括監	上司の命を受け、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する <u>ことで特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</u>
(略)	(略)	(略)
県立学校人事課及び小中学校人事課	学校管理幹	上司の命を受け、学校職員の人事、学校管理等の指導及び学校における働き方改革の推進に関する総合調整の事務、学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
(削る)	(削る)	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
本局及	参事	上司の命を受け、特に指定された重要事

		限るものとする。
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
県立学校人事課及び小中学校人事課	学校管理幹	上司の命を受け、学校職員の人事及び学校管理等の指導に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
県立学校人事課	学校評価幹	上司の命を受け、学校評価制度及び学校職員の人事評価に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。
生涯学習推進課	地域教育幹	上司の命を受け、学校と地域との連携に関する事務で特に指定された事項を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督するとともに、課長を助け、当該事務を総括整理する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて、次の表の上欄に掲げる本局の組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
部	参事	上司の命を受け、特に指定された重要事

び部		項を処理するとともに、当該指定事項について、 <u>上司</u> を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
部	副参事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	部付	上司の命を受け、部の特定事務に従事する。
(略)	(略)	(略)

第二十二條～第二十五條 (略)

		項を処理するとともに、当該指定事項について、 <u>部長</u> を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副参事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	部付	上司の命を受け、部の特定事務に従事する。
(略)	(略)	(略)

第二十二條～第二十五條 (略)

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

- 第九条の二中「県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の二号を加える。
- 一 県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
 - 二 高校改革統括監の庶務に関すること。
- 第十条第八号中「養護教員」を「養護教諭」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 栄養教諭その他の学校給食担当職員の研修に関すること。

部	
部長	副部長
上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。

第二十一条第一項の表中

を

部	部長	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
	副部長	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。
県立 学校 部	高校改 革統括 監	上司の命を受け、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する事で特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改め、同表県立学校人

事課及び小中学校人事課の項職務の欄中「及び学校管理等の指導に関する総合調整の事務」を「、学校管理等の指導及び学校における働き方改革の推進に関する総合調整の事務、学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項」に改め、同表県立学校人事課の項及び生涯学習推進課の項を削

り、同条第二項の表中

部		
部付	副参事	参事
上司の命を受け、部の特定事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

を

部		副参事
部付		
上司の命を受け、部の特定事務に従事する。	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教育局組織 新旧対照表

令和5年4月1日

現行

改正

